明治維新150周年かごしま文化力向上提案事業助成金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 知事は、本県の文化芸術の更なる発展等のため、予算の定めるところにより、平成30年の明治維新150周年も見据えながら、文化芸術等を通じた地域活性化や、新たな文化芸術の発展・創造につながる事業等(以下「助成事業」という。)を実施する文化芸術団体等に対し予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則(昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。)に定めるほか、この要綱に定めるところによる。(助成事業者)
- 第2条 助成の対象者(以下「助成事業者」という。)は、次に掲げるすべての要件を 満たす団体、又は知事が本県の文化芸術の振興等に寄与すると特に認める団体とす る。
 - (1) 県内に主たる事務所又は活動の拠点を有する団体であること。
 - (2) 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。
 - (3) 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること。
 - (4) 当該年度内に事業が完遂できると認められること。
- 2 前項の規定にかかわらず、国及び地方公共団体等は対象外とする。 (助成対象経費及び助成率)
- 第3条 助成金の交付の対象経費及びこれに対する助成金額は、次のとおりとする。

助	成	対	象	経	費	助 成 金 額
助成事要となる					直接必もの	助成対象経費の2分の1以内の額(千円未満の 端数は切り捨て)で、100万円を上限とする。 ただし、他団体のモデルとなるなどの波及効果 が期待できる事業については、200万円を上限とす ることができる。

(助成金の交付申請)

- 第4条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。
- 2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりと する。
- (1) 事業計画書(別記第1号様式別紙1)
- (2) 収支予算書(別記第1号様式別紙2)
- (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 補助金等交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1 部とする。

(助成金の交付の条件)

- 第5条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。
 - (2) 助成事業者が、前号の財産について、知事の承認を得て処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を納付させることがある。
 - (3) 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他の関係書類を整備保管しなければならない。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は,助成金交付決定通知書(別記第2号様式)により行うものとする。

(助成事業の内容等の変更)

- 第7条 規則第7条第1項の助成事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 事業費の30パーセントを超える増減
 - (2) 助成金額の変更
 - (3) 助成事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)

- 2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第3号様式によるものとし、同項 の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。
- (1) 事業変更計画書(別記第3号様式別紙1)
- (2) 変更収支予算書(別記第3号様式別紙2)
- (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認の みを行う場合は変更承認通知書(別記第4号様式)により、変更承認に併せて変更 交付決定を行う場合は変更交付決定通知書(別記第5号様式)により行うものとす る。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、助成事業者に対して、事業遂行の状況 について報告を求めることができる。

(実績報告)

- 第10条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第6号様式によるものとする。
- 2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 事業実績書(別記第6号様式別紙1)
- (2) 収支決算書(別記第6号様式別紙2)
- (3) 証拠帳票類の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類
- 3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(助成金の額の確定)

第11条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、助成金交付確定通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

(助成金の交付)

- 第12条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は別記第8号様式によるものとする。 2 この助成金は、概算払により交付することができる。
- 3 規則第16条第3項の概算払申請書は、別記第9号様式によるものとする。 (財産の処分の制限)
- 第13条 規則第21条第2号及び第3号の規定により知事が定める財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の別表第1から別表第6までに掲げる減価償却資産で規則第21条第1号に掲げる財産以外のものとする。(雑則)
- 第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 鹿児島県文化芸術活性化助成金交付要綱は、廃止する。

別表 (第3条関係)

経費区分		分	経費の内容
報	償	費	講師等謝金等
旅		費	交通費、宿泊費等
需	用	費	印刷費,消耗品費等
役	務	費	通信費,運搬費等
使	用料	等	会場使用料, 音響費, 照明費, 会場付帯設備費, 器具使用料等
賃		金	会場整理員等賃金
そ	\mathcal{O}	他	その他知事が特に必要と認める経費

別記

第1号様式 (第4条関係)

 番
 号

 年
 月

 日

鹿児島県知事

殿

申請者 住 所 団体名 代表者名

印

平成 年度明治維新 150 周年かごしま文化力向上提案事業助成金 交付申請書

平成 年度において明治維新 150 周年かごしま文化力向上提案事業を実施 したいので、下記のとおり助成金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付 規則第3条及び明治維新 150 周年かごしま文化力向上提案事業交付要綱第4条 の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 助成金交付申請額 金

円

- 2 関係書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他必要な書類

第1号様式別紙1①(第4条関係)

事業計画書

	申込団体					ジャンル	オベラ、絵画、講演会など端的に記入
چ)	りがな)						
①活	動名						
2	(趣旨・目的)						
活	(実施時期)		(実施場所・施設名)			(実施回数	・日数)
動							
Ø	(内容)						
目							
的							
	(新規性)□新規 □既存事業	巻を発展的に向上・拡充	(新規性について)				
及	□既存事刻	É	! ! !				
	(主催者側参加者数)			(一般	参加予定者数))	
び	(事業実施の推進体制	ルスケジュール笑)					
内	(予入人)[[[]]	11, 2.7 2 - 7. 11)					
容							
等	(期待される効果)						
共催者	· 5名,後援者名,協賛者						
名等と	その役割						
		関係書類送付先住所〒			電話番号 (勤)務先・自宅・携情	寺)
	当 者	事務担当者職名				-	
連	E 絡 先	氏名 (ふりがな)			FAX 番号		
					E-mail		

第1号様式別紙1②(第4条関係)

団体の概要

団体名						代表者	職	
							氏 名	
住所	(所在地)	₸			電 話			
						ホームへ゜ーシ゛アト゛1	レス	
設立	年月日							
			役	職	員			団体構成員及び加入条件等
								〔団体構成員〕
ψH								
組								Clare to this
織								〔加入条件〕
沿革								
単 (活								
(活動・実績を含む)								
奏績を								
含む)								
(申計	 	の概要)						

※定款・規約等を添付すること。

第1号様式別紙2(第4条関係)

収支予算書

★「内訳」に記入する費目の金額は1円単位、「予算額」の金額は千円単位として、千円未満は切捨て

(収入)		(支出)	団体名	
区分	内訳(円)	予算額(千円)	項目	内訳(円)	予算額(千円)
入 場	会場:	0	報償費		0
料収入			旅費		0
	[共催者負担金]	0	需用費		0
その	[共催者以外の補助金・助成金] [寄附金・協賛金]	0	役 務 費		0
他の	[プログラム・図録等売上収入]	0	使用		0
入	[参加費]	0	用料・賃借料		
	[広告料・その他収入]	0	賃金		0
自	小 計(イ)	0	<u> </u>		
(口) 己負担金	交付を受けようとする助成金の額(ハ)	0	その他		0
	総額(イ)+(ロ)+(ハ) 入の総額と支出の総額を一致させ、	0		総額	0

★収入の総額と支出の総額を一致させてください。

[★]交付を受けようとする助成金の額は、支出の総額の2分の1以内(上限100万円)

 番
 号

 年
 月

 日

殿

鹿児島県知事

印

平成 年度明治維新 150 周年かごしま文化力向上提案事業助成金 交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号で申請のあった平成 年度明治維新 150 周年かごしま文化力向上提案事業助成金については、鹿児島県補助金等交 付規則第4条の規定により下記のとおり交付することに決定しました。

記

- 1 助成金の額 金 円
- 2 交付の条件

鹿児島県補助金等交付規則及び明治維新 150 周年かごしま文化力向上提案 事業助成金交付要綱を遵守すること。

 番
 号

 年
 月

 日

鹿児島県知事

殿

申請者 住 所団体名代表者名

印

平成 年度明治維新 150 周年かごしま文化力向上提案事業助成金変更申請書

平成 年 月 日付け第 号で助成金交付決定通知のあった平成 年度明治維新 150 周年かごしま文化力向上提案事業を下記のとおり変更した いので、鹿児島県補助金等交付規則第7条及び明治維新 150 周年かごしま文化 力向上提案事業交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 助成金交付申請額 金 円 (うち前回までの申請額 金 円)
- 2 計画変更の理由
- 3 関係書類
 - (1) 事業変更計画書
 - (2) 変更収支予算書
 - (3) その他必要な書類

第3号様式別紙1 (第7条関係)

事業変更計画書

1 事業の変更点及び変更理由

2 事業の内容

3 事業の実施 (完了) 年月日

年 月 日

4 事業の実施場所

第3号様式別紙2(第7条関係)

変 更 収 支 予 算 書

★「内訳」に記入する費目の金額は1円単位、「予算額」の金額は千円単位として、千円未満は切捨て

(収入	.)		(支出)	団体名	
区分	内訳(円)	予算額(千円)	項目	内訳(円)	予算額(千円)
入場	会場:	0	報償費		0
料					()
収					0
入			旅 費		
					()
	[共催者負担金]	0	需 用 費		
	[共催者以外の補助金・助成金]	()			
- ح		0	役 務費		0
の	[寄附金•協賛金]	()	質		
他		0			
の					()
	[プログラム・図録等売上収入]		使		0
入	[[ノログブム・凶鋏寺元上収入]	0	料		
	[参加費]	0	借 料		
	[広告料・その他収入]	0			()
	小 計(イ)	0	金金		
自己負担	資金調達方法等:	0			()
金 ———			そ の 他		
	交付を受けようとする助成金の額(ハ)	0			
	総額(イ)+(ロ)+(ハ)	0		総額	()
<u> </u>	由は亦再並の 佐好さて	D) / / / =	2.723 (4)		•

★()内は変更前の金額を千円単位で記入してください。

第4号様式(第7条関係)

 番
 号

 年
 月

 日

殿

鹿児島県知事

印

平成 年度明治維新 150 周年かごしま文化力向上提案事業助成金変更承認通知書

平成 年 月 日付け第 号で申請のあった平成 年度明治維新 150 周年かごしま文化力向上提案事業の変更については、鹿児島県補助金等交 付規則第7条の規定により承認します。

第5号様式(第7条関係)

 番
 号

 年
 月

 日

殿

鹿児島県知事

印

平成 年度明治維新 150 周年かごしま文化力向上提案事業助成金変更交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号で申請のあった平成 年度明治維新 150 周年かごしま文化力向上提案事業の変更については、鹿児島県補助金等交 付規則第7条の規定により承認し、下記のとおり変更決定します。

記

1 助成金の額 金

円

2 交付の条件

第6号様式 (第10条関係)

 番
 号

 年
 月

 日

鹿児島県知事

殿

補助事業者 住 所 団体名 代表者名

印

平成 年度明治維新 150 周年かごしま文化力向上提案事業助成金 実績報告書

平成 年 月 日付け第 号の交付決定通知に基づき平成 年度 明治維新 150 周年かごしま文化力向上提案事業を実施したので、鹿児島県補助 金等交付規則第 13 条及び明治維新 150 周年かごしま文化力向上提案事業助成金 交付要綱第 10 条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

関係書類

- 1 事業実績書
- 2 収支決算書
- 3 証拠帳票類の写し
- 4 その他必要な書類

第6号様式別紙1 (第10条関係)

事業実績書

			. ,,,	* · ·							
申込	団体				ジャンル						
رچ	りがな)				1						
①活	動 名										
	(趣旨・目的)										
	(実施時期)		(実施場所・施設名)		(実施回数	・日数)					
	(内容)		1		'						
②活動の目的及び内容等											
の目											
的 及び											
内容											
寺											
	(特記事項)										
	(活動の成果)										
	(助成による効果)										
	(添付資料等) [□ポスター □チラシ □	プログラム □図録 □	記事 □写真 □	ビデオ □その他	()					
	(主催者側参加者数	数)		(一般参加者数)							
共催者	 	者									
名等と	とその役割										
		関係書類送付先住所下	=	電話番号(勤務先・自宅・携帯	寺)					
扌	担 当 者	事務担当者職名			_						
į	車 絡 先	氏名 (ふりがな)		FAX 番号							
				E-mail							

第6号様式別紙2(第10条関係)

収 支 決 算 書

★決算額は1円単位まで記入する。

(収入)		(支出)	団体名	
区分	内訳(円)	決算額(円)	項目	内訳(円)	決算額(円)
入 場	会場:	()千円 0	報償費		()千円 0
料収入			旅費		()千円 0
	[共催者負担金]	()千円 0	需用費		()千円 0
その他	[共催者以外の補助金・助成金] [寄附金・協賛金]	()千円 0 ()千円 0	役務費		()千円 0
の収入	[プログラム・図録等売上収入] [参加費]	()千円 0	使用料・賃借料		()千円 0
	[広告料・その他収入] 小 計(イ)	()千円 0 ()千円 0	賃金		()千円 0
自己負担金	資金調達方法等: 交付を受けようとする助成金の額(ハ)	()千円 0	その他		()千円
	総額(イ)+(ロ)+(ハ)	()千円		総額	()千円

★()内は交付申請書に記載(又は変更承認後)の予算額を記入してください。

第7号様式 (第11条関係)

 番
 号

 年
 月

 日

殿

鹿児島県知事

印

平成 年度明治維新 150 周年かごしま文化力向上提案事業助成金 交付確定通知書

平成 年 月 日付け第 号で実績報告のあった平成 年度明治維新 150 周年かごしま文化力向上提案事業助成金については、鹿児島県補助金等交付規則第 14 条の規定により、下記のとおり確定しました。

記

交付確定額 金

円

 番
 号

 年
 月

 日

鹿児島県知事

殿

 補助事業者
 住
 所

 団体名
 代表者名

印

平成 年度明治維新 150 周年かごしま文化力向上提案事業助成金 交付請求書

平成 年 月 日付け第 号の交付決定(確定)通知書に基づく平成年度明治維新 150 周年かごしま文化力向上提案事業助成金を交付くださるよう 鹿児島県補助金等交付規則第 16 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金

円

総			額	
前回	可まで	の交付	ナ額	
今	回言	請求	額	
未	請	求	額	

預金口座

銀行 本店・ 支店 普通・当座

口座番号 フリガナ

名義人

第9号様式(第12条関係)

 番
 号

 年
 月

 日

鹿児島県知事

殿

申請者住所団体名代表者名

印

平成 年度明治維新 150 周年かごしま文化力向上提案事業助成金 概算払申請書

平成 年 月 日付け第 号で助成金交付決定のあった平成 年度 明治維新 150 周年かごしま文化力向上提案事業助成金を鹿児島県補助金等交付 規則第 16 条及び明治維新 150 周年かごしま文化力向上提案事業助成金交付要綱 第 12 条の規定により,下記のとおり概算払くださるよう関係書類を添えて申請 します。

記

1 金 円

事	業	費	助	成	金	概 算 払 受 領 済 額	今回申請額	残	額
		円			円	円	円		円

2 概算払を必要とする理由